

# 伊豆市 重層的支援体制整備事業 実施計画

～孤立させないつながりをつくるために～

2024年（令和6年）4月  
伊豆市健康福祉部社会福祉課

## 重層的支援体制整備事業実施計画 目次

- I 計画の策定にあたって
  - 1 計画策定の趣旨
  - 2 計画の位置づけと計画期間
  
- II 地域を取り巻く現状と課題
  
- III 重層的支援体制整備事業において実施する事業
  - 1 包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号事業）
  
  - 2 参加支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第2号事業）
  
  - 3 地域づくりに向けた支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号事業）
  
  - 4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業  
（社会福祉法第106条の4第2項第4号事業）
  
  - 5 多機関協働事業・支援プランの作成  
（社会福祉法第106条の4第2項第5号事業・第6号事業）
  
- IV 重層的支援体制整備事業の概要図

## I 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

少子高齢化や人口減少が進んでいる中、高齢者のみ世帯や高齢者単身世帯の増加により、社会的孤立や8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、不適切な多頭飼育やゴミ屋敷など人々の暮らしの中での生活課題は複雑化・多様化しています。

また、社会構造の変化、人々の価値観や考え方及び生活様式が多様化したことにより、人との関わり方が変容し、地域住民のつながりが希薄化しています。その結果、地域社会との関わりを断ち、孤立して生活している人が増加しています。さらに高齢化等により、地域における様々な活動や支援の担い手の確保が難しくなっています。

制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、行政の福祉制度によるサービスだけでなく、庁内関係部局、地域住民主体の地域福祉活動、ボランティアグループ、社会福祉法人、民生委員・児童委員、企業、学校の様々な主体が連携して互いに支え、支えられることが求められています。

伊豆市地域福祉計画の基本理念である「支え合い、誰ひとり取り残さない社会の実現」のために、福祉分野の個別計画と連携を図りながら、重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）の「相談支援」、「参加支援」、「地域づくり」を一体的に実施し、包括的な支援体制の構築に取り組んでいきます。

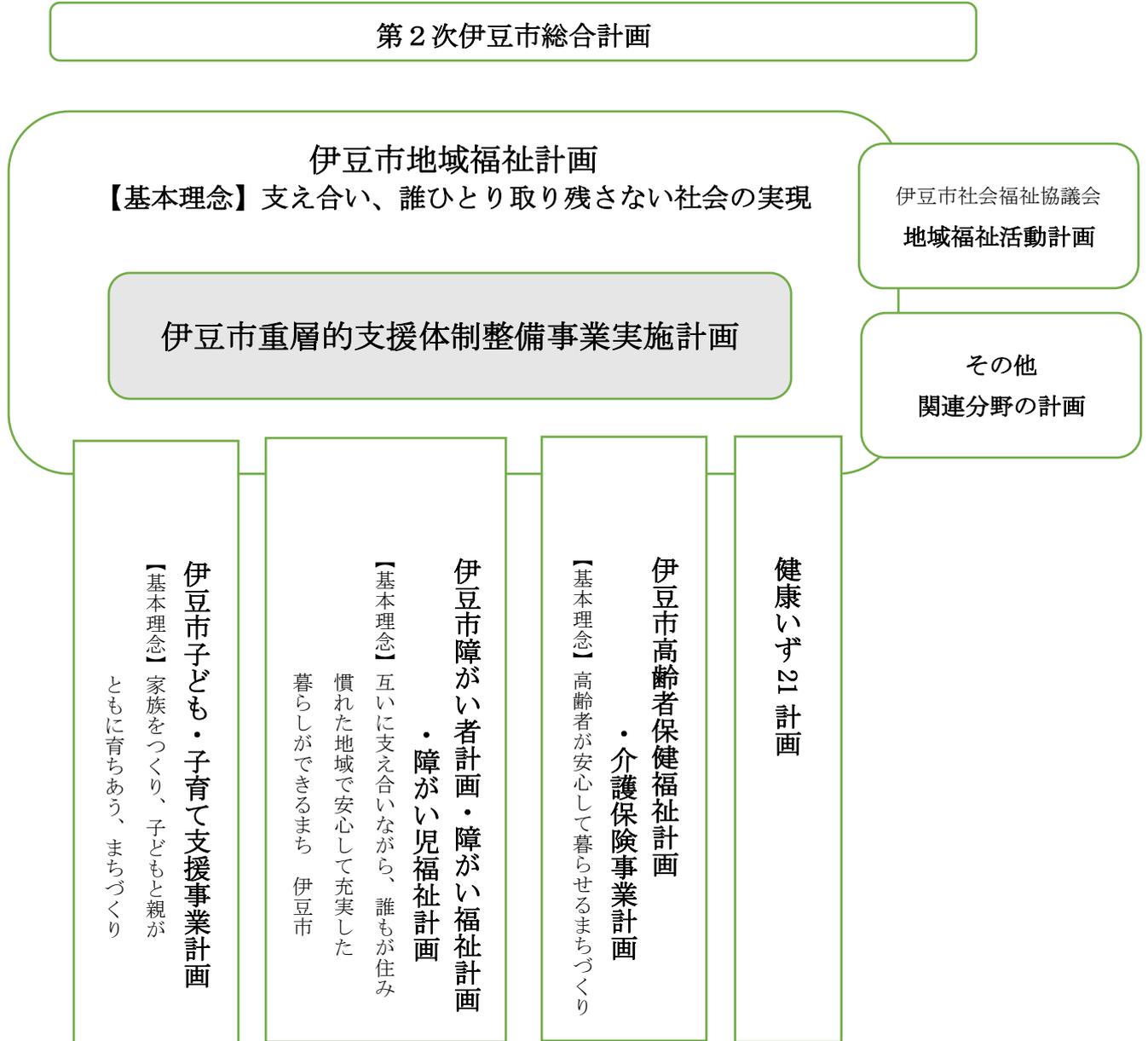
### 2 計画の位置づけと計画期間

本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。

本計画の期間は、上位計画の伊豆市地域福祉計画との整合性を図った期間とします。

また、重層事業の進捗状況の点検・評価は、PDCAサイクルを用いて、重層的庁内連携会議の中で検討等を行い、必要に応じて見直しを行います。

伊豆市重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけ



## II 地域を取り巻く現状と課題

令和6年度から重層事業の実施にあたり、関係機関、住民主体の活動団体、民間企業等へのヒアリングを実施しました。

高齢分野では、高齢化率、高齢者のみ世帯及び高齢者単身世帯の増加による孤立化を防ぐため、見守りや安否確認など支援体制が必要となっています。また、家族がいても関係が希薄であったり、家族介護力の低下など世帯全体への支援が必要となっています。

ケアマネジャーやヘルパーなどの専門職の人材不足は大きな課題で、サービス利用が制限される状況もあり、人材確保と専門職以外の支え手として住民の生活支援活動の拡大が求められています。

障がい分野では、高齢の親と障がいのある子どもの世帯など親亡き後の対応について課題があります。しかし、世帯の問題として介入しにくい状況があります。また、集える場の不足や休日の過ごし方に課題があり、余暇活動への支援の必要性があります。

子育て分野では、妊娠期から子育て期は不安が強くなる時期です。伴走型支援や通える場などを充実させてきており利用促進につとめています。また、不登校やヤングケアラーなど教育部と福祉部の連携が求められています。

生活困窮分野では、属性を問わず相談を受ける中、金銭管理に対しては世帯全体への支援と多職種、多機関との連携が必要となっています。

地域福祉を担う社会福祉協議会のボランティア活動にも後継者不足、担い手不足で活動の継続が難しい状況にあります。

福祉分野以外の産業部でも人材不足による継続経営が困難になっている状況や総合政策部の地域づくり事業も地域の担い手不足が課題として上がっています。また、環境分野では不適切な多頭飼育やゴミ屋敷など生活環境の悪化が福祉分野と関係していることが分かってきました。

人口減少、高齢化による担い手不足はどの分野でも大きな課題として認識されています。

### Ⅲ 重層事業において実施する事業

#### 1 包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号事業）

包括的相談支援事業は、高齢、障がい、子育て、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、福祉サービス等の情報提供を行うとともに、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行い、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備します。

設置形態は、既存の拠点の機能は変更せず、支援関係機関間で連携を図る基本型とします。

分野・所管課	事業名・業務内容	運営形態	圏域・相談窓口・事業所名
<b>高齢者</b> <b>【所管課】</b> 健康長寿課	<b>地域包括支援センターの運営</b>  <b>【業務内容】</b> 総合相談支援、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント、権利擁護支援	委託	<b>【修善寺地区】</b> 修善寺地区地域包括支援センター （春風会 伊豆中央ケアセンター）
		委託	<b>【土肥地区】</b> 土肥地区地域包括支援センター （信愛会 土肥ホーム）
		委託	<b>【天城湯ヶ島地区】</b> 天城湯ヶ島地区地域包括支援センター （愛誠会 天城の杜）
		委託	<b>【中伊豆地区】</b> 中伊豆地区地域包括支援センター （あやめ会 中伊豆）
<b>障がい者</b> <b>【所管課】</b> 社会福祉課	<b>障がい者相談支援事業</b>  <b>【業務内容】</b> 一般相談支援、特定相談支援、権利擁護支援、地域移行・地域定着支援	委託	<b>【市内全域】</b> サポートセンターゆめワーク （復康会 田方ゆめワーク）
		委託	<b>【市内全域】</b> 障害者生活支援センター なかいずりハ （中伊豆リハビリテーションセンター）
		委託	<b>【市内全域】</b> サポートセンターみらいず （伊豆医療福祉センター）
		委託	<b>【市内全域】</b> 相談支援事業所 ころろ （特定非営利活動法人えーる）
		直営	<b>【市内全域】</b> 児童発達支援センターおひさま （伊豆市子育て支援課）

		直営	【市内全域】 基幹相談支援センター (令和6年度までに設置予定) (伊豆市社会福祉課内)
子育て世帯 【所管課】 子育て支援課	利用者支援事業  【業務内容】 保健師等による妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する相談、サービス等の情報提供、支援プランの作成	直営	【市内全域】 こども家庭センター (伊豆市子育て支援課内)
生活困窮者 【所管課】 社会福祉課	生活困窮者自立相談支援事業  【業務内容】 生活困窮に関する包括的・継続的相談、個別計画の作成・検討等	委託	【市内全域】 生活困窮者自立相談支援機関 (伊豆市社会福祉協議会) (NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡)

### 【施策・目標】

- ・相談窓口の対応を世帯にも目を向けた丁寧な相談と丁寧なつながりを心掛け、気になる人に「ほかに何かお困りごとはありませんか」の声掛けで、潜在的な困りごとの発見と支援につなげていきます。
- ・包括的な支援体制の構築に向け、既存の相談支援事業所に加え、令和6年度までに障がい分野の基幹相談支援センター、子育て分野のこども家庭センターが設置されることにより相談支援の充実した体制になります。
- ・包括的相談支援事業ワーキングは、各分野の相談員が相談の受けとめ、つながり、連携をスムーズにできるようレベルアップを目指す研修の場です。高齢、障がい、子育て、生活困窮等に関わる相談員が孤立することなくお互いの業務を理解し、課題を共有し、チームで解決する力をつけるよう実施します。
- ・住民が抱える複雑化・複合化した生活課題に対して、各分野の既存会議を活用し、課題解決支援とつながり続ける伴走支援で孤立を防ぐ支援体制とします。

なお、制度の狭間の問題については多機関協働事業と共に解きほぐし解決に向けていきます。

## 2 参加支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第2号事業）

参加支援事業は、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を目指します。

事業名・所管課	運営形態	圏域・相談窓口・事業所名
参加支援事業 【所管課】社会福祉課	直営	【市内全域】 伊豆市福祉相談センター (伊豆市社会福祉課内)

## 既存の社会参加資源

分野・所管課	社会参加資源	運営形態	実施主体・箇所
高齢者 【所管課】 健康長寿課	居場所・ 認知症カフェ	住民主体等	【圏域ごと】 修善寺地区、土肥地区、天城湯 ヶ島地区、中伊豆地区で実施
	ロコトレOB 会	住民主体等	【圏域ごと】 修善寺地区、土肥地区、天城湯 ヶ島地区、中伊豆地区で実施
	住民主体の サービスB	住民主体等	【圏域ごと】 修善寺地区 土肥地区で実施
障がい者 【所管課】 社会福祉課	就労継続支援 事業所	事業者	【市内全域】 修善寺地区：A型、B型 中伊豆地区：A型、B型 天城湯ヶ島地区：B型
子育て世帯 【所管課】 子育て支援 課	子育て支援 センター	事業者	【圏域ごと】 修善寺地区、土肥地区、天城湯 ヶ島地区、中伊豆地区に設置
子育て世帯 【所管課】 社会教育課	子育ておしゃ べりサロン	直営	【市内全域】 修善寺地区に設置
全体 【所管課】 社会福祉課	すてっぷ サロン	直営	【市内全域】 修善寺地区に設置

## 【施策・目標】

- ・支援対象者を地域や社会参加に向けた活動につなげるために、居場所の開設を進めていきます。
- ・多様な社会資源を把握し、ニーズに合わせた既存の資源の活用と新たな資源の開拓で参加支援事業協力事業者を拡充していきます。また、生活困窮者就労支援員、生活支援コーディネーター等他分野との情報を共有し、連携体制をつくります。
- ・サービスや支援を必要とする対象者への適切なサービス提供に努めます。

### 3 地域づくりに向けた支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号事業）

高齢、障がい、子育て、生活困窮分野ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組を重層事業において一体的に実施します。

地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業を実施する事業者は属性に関わらず、地域住民を広く対象としつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

分野・所管課	事業名・業務内容	運営形態	圏域・設置
高齢者 【所管課】 健康長寿課	<b>地域介護予防活動支援事業</b> ①ロコトレ教室 ②居場所  <b>【業務内容】</b> 住民主体の通いの場等の活動を効果的かつ効率的に支援	①直営 ②住民主体等	<b>【市内全域】</b> ①圏域ごと開催 ②居場所の運営 修善寺地区、土肥地区、天城湯ヶ島地区、中伊豆地区に設置
		直営	<b>【市内全域】</b> 介護予防ボランティア養成講座 ロコトレ教室やOB会の支援を行う。
高齢者 【所管課】 健康長寿課	<b>生活支援体制整備事業</b>  <b>【業務内容】</b> 生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。	①直営 ②委託	<b>【市内全域】</b> ①第1層生活支援コーディネーター及び協議体 <b>【圏域ごと】</b> ②第2層生活支援コーディネーター及び協議体 ・修善寺地区、天城湯ヶ島地区（伊豆市社会福祉協議会） ・土肥地区（信愛会 土肥ホーム） ・中伊豆地区（あやめ会 中伊豆）
障がい者 【所管課】 社会福祉課	<b>地域活動支援センター事業</b>  <b>【業務内容】</b> 障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。	委託	<b>【市内全域】</b> 市外1か所 （田方ゆめワーク）
子育て世帯 【所管課】 子育て支援課	<b>地域子育て支援拠点事業</b>  <b>【業務内容】</b> 地域において子育て親子の交流等を促進する子育て	①直営 ②委託	<b>【市内全域】</b> ①原保子育て支援センター ちびっこサロンわらば ②子育て支援センターのびのび広場（修善寺保育園）

	て支援拠点の設置を推進し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。		子育て支援センターすいすい (認定こども園あゆのさと) 子育て支援センターいないいないばあ (あまぎ認定こども園) 子育て支援センターひよこくらぶ (なかいず認定こども園)
生活困窮者 【所管課】 社会福祉課	<b>生活困窮者等のための 地域づくり事業</b>  【業務内容】 地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティーを形成する居場所、多様な担い手が連携する仕組みづくりを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図る。	直営	【市内全域】 なでもかんでも相談会 2か月に1回開催 (県委託事業に参加)

**【施策・目標】**

- ・各分野の住民主体等による居場所や通いの場などの確保を継続的に進め、属性を超えた交流の場へ展開をしていきます。
- ・住民主体の活動の中で、気にかけて合うような緩やかな見守り体制をつくり、困りごとを抱えている住民が相談支援につながるネットワークを目指します。
- ・福祉分野以外の様々な地域づくり活動団体や住民との情報交換ができる場を目指します。

**4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第4号事業）**

長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業で、本人と関わるための信頼関係の構築や本人とのつながりの形成に向けた支援を行います。

事業名・所管課	運営形態	圏域・相談窓口・事業所名
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 【所管課】社会福祉課	直営	【市内全域】 伊豆市福祉相談センター (伊豆市社会福祉課内)

## 【施策・目標】

- ・潜在的な相談者の把握に向けて支援関係機関、地域住民、様々な社会資源を通じて積極的に対象となり得る人の情報を収集していきます。
- ・本人や世帯とのつながりを形成するための関係性構築に向けた支援について定例の支援会議で検討を行います。継続的な対応をする等つながり続ける支援を目指します。
- ・本人とつながりができた後も訪問や必要な支援機関への同行支援を行い適切な支援機関や地域関係者等につないでいきます。

## 5 多機関協働事業・支援プランの作成（社会福祉法第106条の4第2項第5号事業・第6号事業）

複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性を整理したプランを作成します。

また、多機関協働事業は事例全体の調整機能の役割を果たし、主に支援者を支援する役割を担います。

事業名・所管課	運営形態	圏域・相談窓口・事業所名
多機関協働事業 【所管課】社会福祉課	直営	【市内全域】 伊豆市福祉相談センター (伊豆市社会福祉課内)

## 【施策・目標】

## ・重層的支援会議（支援会議）

重層的支援会議（支援会議）は、多機関協働事業者が主催しプランの適切性の協議、プラン終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行います。

会議開催は定期開催、随時開催両方で行います。定例開催では特にひきもり支援に特化した事例の対応を行います。プラン策定時、再プラン策定時、支援終結の判断時、支援中断の決定時等の際に随時会議を開催します。

## ・重層的庁内連携会議

包括的な支援体制を構築するために、重層的庁内連携会議を開催し、庁内各部局間の縦割りを越えた連携で、複雑化・複合化した課題を抱える世帯への対応力を向上していきます。

重層的庁内連携会議全体会は福祉分野をはじめ、市民部、産業部、総合政

策部、教育部、建設部などを構成員として開催し、福祉的視点から地域生活課題に関する具体的な取組として部会を随時開催します。

伊豆市重層的の支援体制整備事業の実施体制図

